

千葉県高圧ガス地域防災協議会細則

(目的)

第1条 この細則は、千葉県高圧ガス地域防災協議会規約（以下「規約」という。）第4条第2項に基づき、規約第1条の目的を達成するため、千葉県高圧ガス地域防災協議会（以下「協議会」という。）の業務及び防災事業所の業務等の実施事項について定める。

(連絡・通報)

第2条 協議会は、規約第4条第1項（1）に規定する応援活動の円滑な遂行を図るため「高圧ガス輸送車災害事故通報系統図」（別紙1）を明確にし、消防、警察並びに千葉県、千葉市等の関係機関と密接な連携を維持する。

(防災事業所の指定と解除)

第3条 規約第17条に規定する防災事業所の指定にあたって、規約第6条の協議会を構成する各団体（以下「各団体」という。）の長は、「防災事業所指定承諾書」（様式1）を添えて「防災事業所推薦書」（様式2）を会長に提出する。

2 会長は、「防災事業所推薦書」を受理したときは、千葉県知事、又は千葉市長の意見を聴き、防災事業所に指定する。尚、当該事業所に対して、推薦書提出団体を經由して「防災事業所指定書」（様式3）を交付する。また、会長は、消防、警察並びに県産業保安課等の関係機関に防災事業所指定を通知する。

3 防災事業所は、指定された内容（事業所の名称、ガスの種類、出動する地域の範囲）に変更があったときは、推薦書提出団体を經由して「防災事業所変更届」（様式3-1）を会長に提出する。会長は消防、警察並びに県産業保安課等の関係機関に防災事業所指定の変更を通知する。

4 防災事業所は、規約19条に基づく資格を喪失したときは、速やかに推薦書提出団体に通知（様式3-2）し、推薦書提出団体は協議会と協議しなければならない。

5 会長は、前項の協議結果を踏まえ、防災事業所として資格がないと判断したときは、推薦書提出団体が提出する「防災事業所指定解除願」（様式4）を受理し、指定を解除する。また、会長は、消防、警察並びに県産業保安課等の関係機関に防災事業所指定解除を通知する。

6 防災事業所の指定、変更、解除にあたって会長が必要と判断した場合、協議会構成団体による協議を行うことができる。

(防災事業所の業務)

第4条 防災事業所は、規約第24条の業務実施のために、次に定める体制確立や連絡調整等を実施する。

- (1) 応援体制の確立
- (2) 夜間、休日における連絡体制の確立
- (3) 応援業務に必要な車両、資材及び器具等の確保と整備
- (4) 協議会との連絡調整及び報告

- (5) 関係官庁への届出及び連絡調整
- (6) その他応援に必要な事項

(防災要員の指名)

第5条 防災事業所は、規約第24条第1項に基づき防災要員2名以上を指名しなければならない。

- 2 防災事業所は、防災要員を指名したときは、「防災要員指名届書」(様式5)を協議会に届け出する。
- 3 防災事業所は、防災要員を変更したときは、「防災要員等変更届書」(様式6)を協議会に届け出する。
- 4 協議会は届け出のあった防災要員の傷害保険制度の適用を受けるために防災要員の名簿を作成しなければならない。

(防災用資材及び器具等)

第6条 防災事業所が応援活動のために必要な資材及び器具等は、千葉県高圧ガス地域防災協議会が定める「防災資器材の管理要領」に記載するものとし、保有する数量は、記載数量以上とする。

- 2 防災事業所が所有している資材、器具等は、応援活動に使用することができる。
- 3 防災資器材の一部は、協議会が千葉県から借用し、防災事業所に配備することができる。
- 4 防災事業所は貸与された防災資器材の空気呼吸器・ガス検知器、工具箱には地域防災協議会が提供するステッカーを貼り適正に管理しなければならない。

(服装)

第7条 防災要員が現場に出動するときは、(別紙2)に定めるヘルメットと腕章、並びに事業所の作業服と安全靴を着用する。但し、必要に応じて保護衣を準備する。

(防災要員の任務)

第8条 規約第20条第2項により出動した防災要員は、災害事故現場の消防機関または警察署の指揮下に入り、次に定める応援活動を行う。

- (1) 事故現場における関係者の危害防止
- (2) ガス漏れに対する判断及びその閉止の処置に関する調査と助言
- (3) 安全な場所への誘導及び救急活動
- (4) 現場付近の火気の取扱い、可燃性及び引火性物質の除去に関する助言
- (5) 着火の場合の危険度の判断に関する助言
- (6) ガスの移充てん処置に関する助言
- (7) その他必要な技術的事項

(応援活動に関する留意事項)

第9条 防災要員は、次の場合事故現場(容器等)から離れた場所に退避しなければならない。

- (1) 爆発のおそれ等危険がある場合

- (2) 中毒又は酸欠の危険があり、空気呼吸器の装着等十分な保護措置がとれない場合
- (3) その他必要な安全措置がとれない場合

(連絡及び報告)

第10条 防災事業所は、防災要員を出動させたときは、協議会に電話等により出動の状況等を連絡しなければならない。連絡内容は、出動場所、出動時間、防災要員名、通報者、事故の概要等とする。

- 2 防災事業所は、事故処理後「防災要員出動報告書」(様式7)を会長に提出しなければならない。

(教育及び訓練)

第11条 防災要員は、定期的に協議会及び防災事業所等が行う防災活動に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(協議会の業務)

第12条 協議会は、防災事業所の業務が円滑に遂行されるよう、次の業務を行う。

- 1 協議会は、規約に基づく出動体制を維持するため、定期的に防災事業所の出動体制(防災要員の変更状況、防災資機材の整備状況等)を把握する。
- 2 協議会は、定期的に防災事業所の指定状況を消防機関、警察機関及び千葉県又は千葉市へ通知する。

(障害保険の手続き)

第13条 防災事業所は、防災要員が応援活動により被災した場合、規約第27条に基づく協議会が付保する「高圧ガス地域防災協議会に係る傷害保険」の補償を受ける手続きとして、「高圧ガス地域防災協議会に係る傷害保険手続依頼書」(様式8)を会長に提出しなければならない。

(改定)

第14条 この細則を改定する場合、事務局は会長の承認を受けなければならない。

付則

この細則は、昭和57年4月1日から実施する。

昭和62年	5月14日	一部改定
平成17年	10月1日	一部改定
平成18年	4月1日	一部改定
平成23年	1月25日	一部改定
平成30年	4月1日	一部改定
令和2年	8月7日	一部改定

様式1

年 月 日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長 様

事業所所在地
事業所の名称
事業所長名

印

防災事業所指定承諾書

〇〇〇〇〇協会長から要請のありました千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第17条第3項による防災事業所の指定について、下記の取扱いガスについて承諾します。

記

1. 取扱うガスの種類

様式2

〇〇〇 第 号
年 月 日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長 様

会長
協会
印

防災事業所推薦書

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第17条第3項の規定に基づき、下記の事業所を防災事業所として推薦いたします

記

事業所の名称	取扱うガスの種類	出動する地域の範囲

様式3

千高協発 第 号
年 月 日

事業所の名称
事業所長 様

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長 印

防災事業所指定書

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

1. 事業所の名称
2. 事業所の所在地
3. 取扱うガスの種類
4. 出動する地域

様式 3 - 1

〇〇〇 第 号
年 月 日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長 様

会長 協会
印

防災事業所変更届

千葉県高圧ガス地域防災協議会細則第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記の防災事業所における変更の内容を届出いたします。

該当する防災事業所：

記

	事業所の名称	取扱うガスの種類	出動する地域の範囲
変更前			
変更後			

変更に関与しない項目は変更前の欄のみに記入すること。

様式 3 - 2

〇〇協会（推薦書提出団体）
会長 様

防災事業所名
代表者

㊟

防災事業所資格喪失届

当事業所は高圧ガス地域防災協議会規約第 19 条に定める資格を喪失しましたので、
細則第 3 条第 4 項の規定に従い、通知いたします。

記

事業所の名称	取扱うガスの種類	出動する地域の範囲	資格喪失の内容（理由）

様式 4

〇〇〇 第 号
年 月 日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長 様

会長 協会
⑩

防災事業所指定解除願

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第 17 条第 3 項の規定により指定を受けている
下記防災事業所につきまして、指定を解除願います。

記

事業所の名称	取扱うガスの種類	出動する地域の範囲	解除理由

様式 5

年 月 日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長 様

事業所の所在地
事業所の名称
事業所長

印

防災要員指名届書

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第 2 4 条に規定する業務を遂行するため、下記のとおり防災要員を指名しましたので届け出ます。

記

防災要員所属職氏名	連絡先
◎所属 氏名	(昼間)
○所属 氏名	〇〇〇〇〇課 氏名
所属 氏名	電話 F A X
所属 氏名	(夜間) 〇〇〇〇〇課 氏名
所属 氏名	電話 F A X

※ ◎印は、班長 ○印は、班長代理

様式6

年 月 日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長 様

事業所の所在地
事業所の名称
事業所長

印

防災要員等変更届書

下記のとおり、連絡責任者、防災要員等、変更しましたので届け出ます。

記

	現在の登録内容	変更内容
連絡責任者	(昼) 課 氏名 電話 F A X Email (夜) 課 氏名 電話 F A X	
防災要員 所属・氏名	◎所属 氏名	
	○所属 氏名	
	所属 氏名	
	所属 氏名	
	所属 氏名	

※ 変更部分のみ記載願います。◎印は、班長（連絡責任者）、○印は、班長代理。

様式 7

年 月 日	
千葉県高圧ガス地域防災協議会 会長 様	
事業所の名称 事業所長 ⑩	
防災要員出動報告書	
事故発生年月日	年 月 日 午前 時 分 午後
事故発生場所	
ガスの名称	
事故車の種類及び車番	
事故車の所属	
運転者の氏名 生年月日	
出動依頼受信時刻	午前・午後 時 分
通報者	
受信者	
出動時刻	午前・午後 時 分
現場到着時刻	午前・午後 時 分
作業終了時刻	午前・午後 時 分
出動者職氏名	
出動者の被災状況	有・無

災害事故及び 被害の状況	
処置の内容	
現場見取図	

様式 8

年 月 日

千葉県高圧ガス地域防災協議会
会長 様

事業所の名称
事業所長名

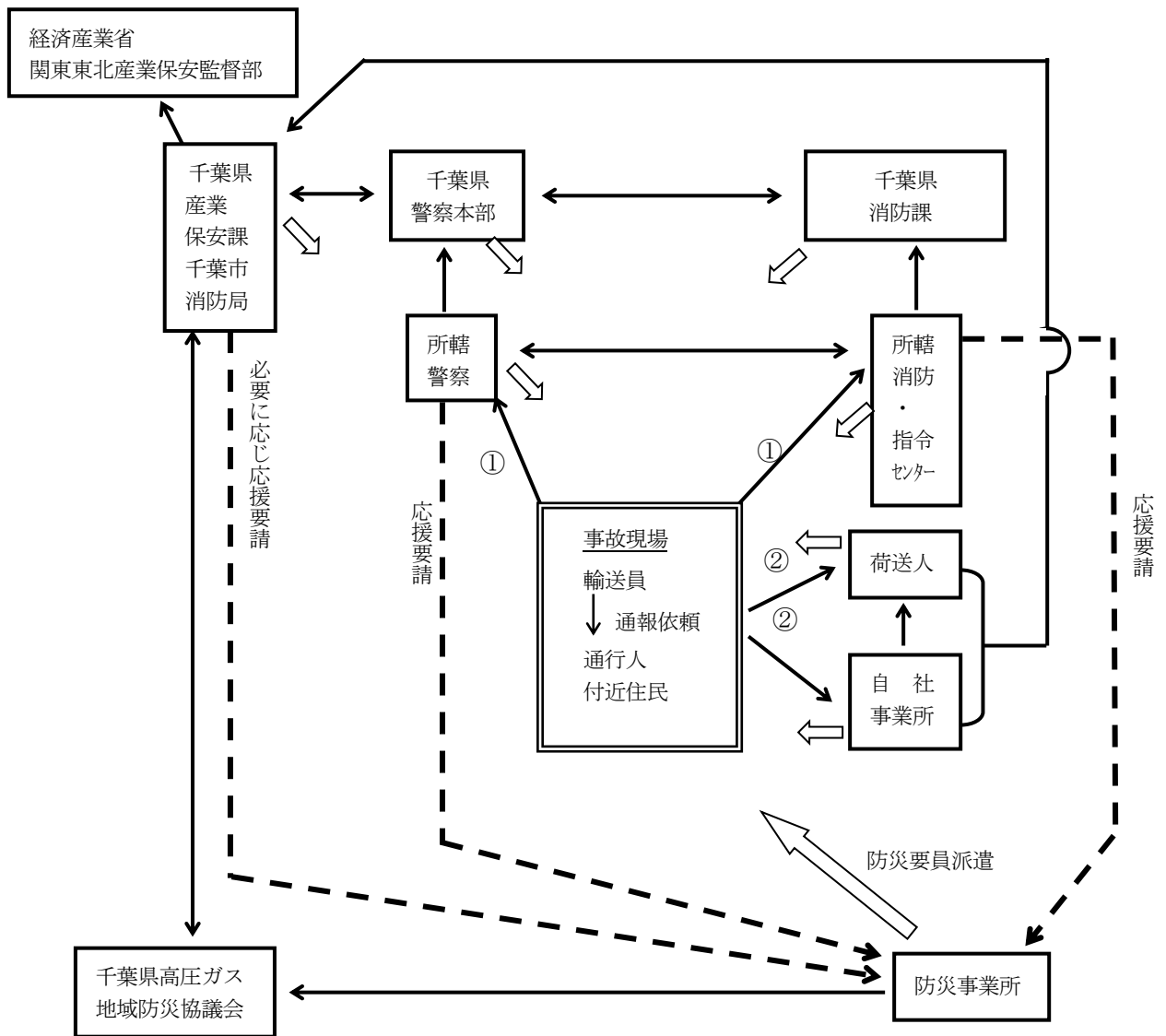
印

高圧ガス地域防災協議会に係る傷害保険手続依頼書

千葉県高圧ガス地域防災協議会規約第 27 条により次のとおり傷害保険補償の手続きを依頼します。

応援出動場所	千葉県	市	町	丁目	番
		郡	村		
出動日時	年	月	日	自 午前・午後	時 分
				至 午前・午後	時 分
災害状況	(防災要員出動報告書写し添付)				
被災者の氏名 及び被災の状況	氏名		傷害の程度		
			(医師の診断書添付)		
備考					

高压ガス輸送車災害事故通報系統図

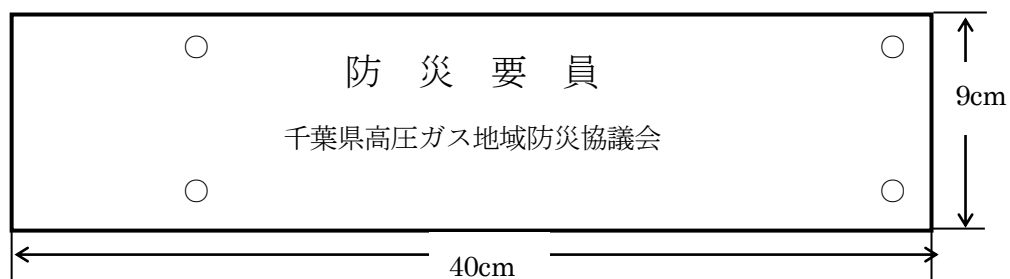


凡例

- ← は通報を示す
- ①② は通報順位を示す
- ⇐ は現場への出動を示す
- ⇐ は応援要請を示す

別紙2

○ 腕章



地 黄色
文字 黒色

○ 安全帽



地 黄色
文字 黒色
ライン 赤色